令和6年4月9日 現在

置賜森林管理署

番号	入林予定の場所 （国有林野名・林班等）　※立入禁止区域除く	ニホンジカ	クマ	イノシシ	ウサギ	ヤマドリ	ｷｼﾞ	その他	捕獲対象鳥獣名	捕獲方法 （銃器・網・わな）	入 林 の 期 間	入林の目的	申請者 （団体・個人等）	申請者 （県内・外）	入林者 人 数	備考
1	大朝日鳥獣保護区（小国町内）		○							銃器	R6.4.2 ～ R6.5.1	個体数調整	団体	県内	17	
2	小国町全域（立入禁止区域を除く）	○								銃器、わな	R6.4.1 ～ R7.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	91	
3	小国町全域（立入禁止区域を除く）							○	ニホンザル	銃器、わな	R6.4.1 ～ R7.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	91	
4	小国町全域（立入禁止区域を除く）			○						銃器、わな	R6.4.2 ～ R6.5.1	有害鳥獣捕獲	団体	県内	91	
5	小国町全域（立入禁止区域を除く）		○							銃器	R5.4.20 ～ R6.3.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	85	
6	白鷹町内の国有林（立入禁止区域を除く）		○							銃器	R6.4.7 ～ R6.5.6	個体数調整	団体	県内	22	
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																